

ひらめ

閃きの番人

——弁理士ジョージの事件簿

FILE 009：特許証に刻まれた永遠の愛

特許出願手続き(前編)

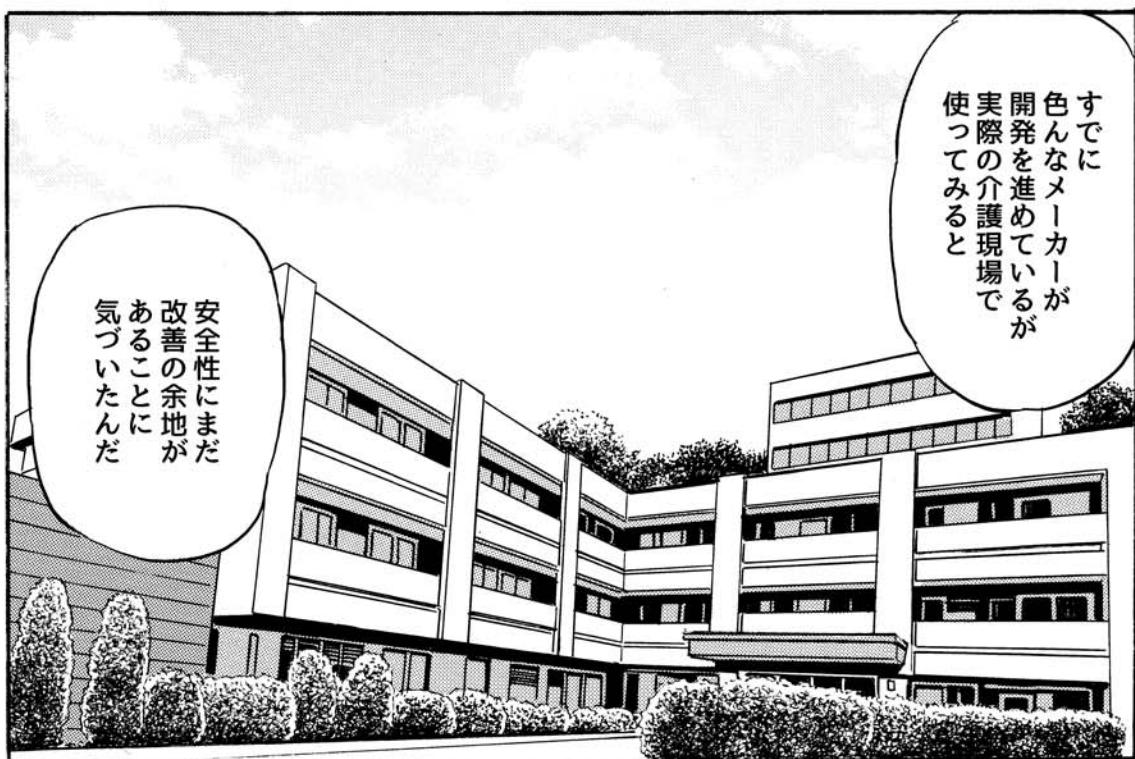


作画：ヒロカネプロダクション

監修：日本弁理士会









特許出願する際には

願書

必要な図面

明細書

特許請求の範囲

要約書

この5つを用意する
必要がある

願書は発明者や
出願人それから
代理人が誰と
いつた書誌的事項を
記載したもの

図面は発明を
図で示したもの
明細書は発明の
詳細な説明

発明の概要から
先行技術
課題と
解決するための手段
効果
図面の説明など

発明に関する
おおよそ全ての事項を
ここに記載しておく
必要がある

その明細書を元に
発明の構成要素を
指定したものが
「特許請求の範囲」で
僕らはクレームという
言葉もする





（※1）新規性 特許を受けるための要件の1つ。今までにない、新しい発明であること。（※2）進歩性 特許を受けるための要件の1つ。その発明が容易に創作できたものではないこと。

逆に狭くすれば
特許は認められやすいが
権利主張できる範囲が狭く
特許としての
価値は下がる

僕ら弁理士としては
この構成要素の記載を
工夫して
特許として認められる
ギリギリの範囲を
狙っていくことが求められる

それと最後に
要約書
これはそのまま
どんな発明かを
説明したものだね

なるほど

分かった!
用意する!

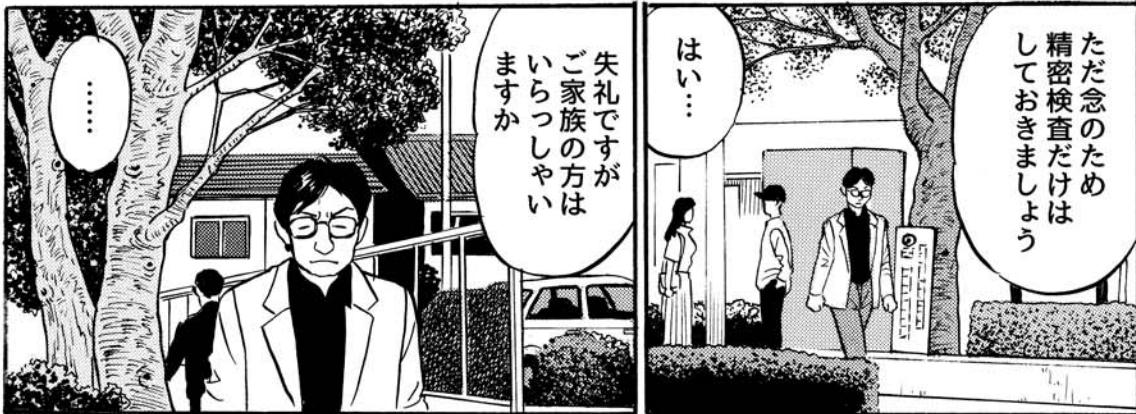
それから
発明の要点と
簡単にまとめた
図面があると
助かる

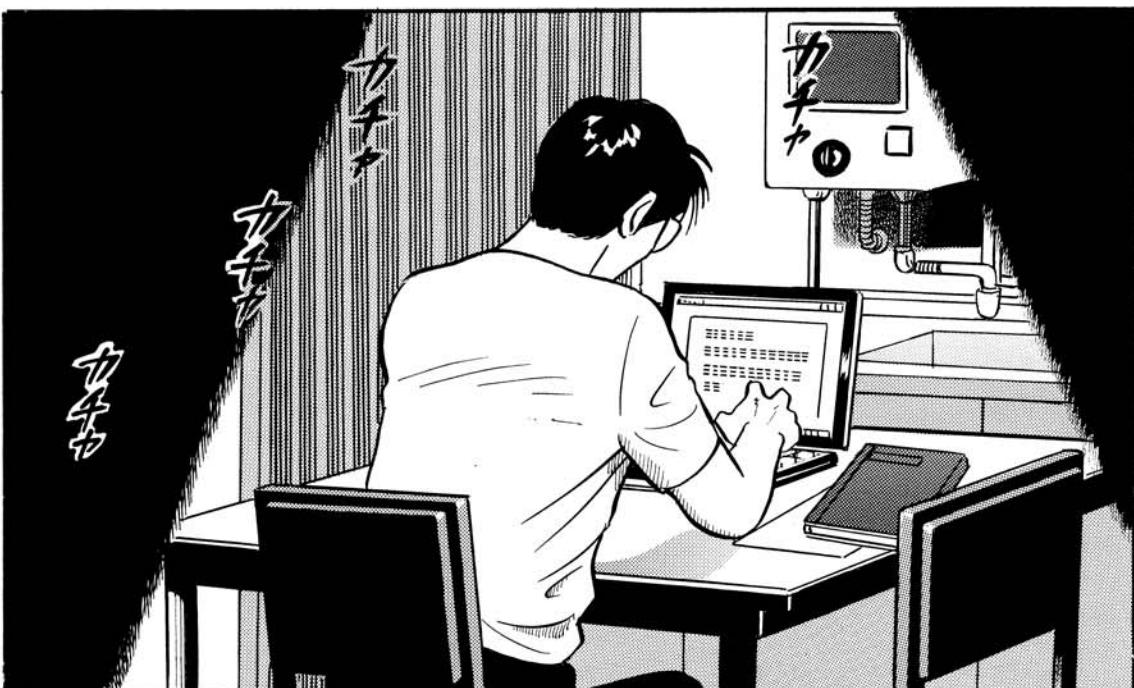
さつき
口頭で説明して
くれたような
先行技術や
これまでの課題



それじゃあ
俺は
どんな資料を
用意すれば
いいのかな





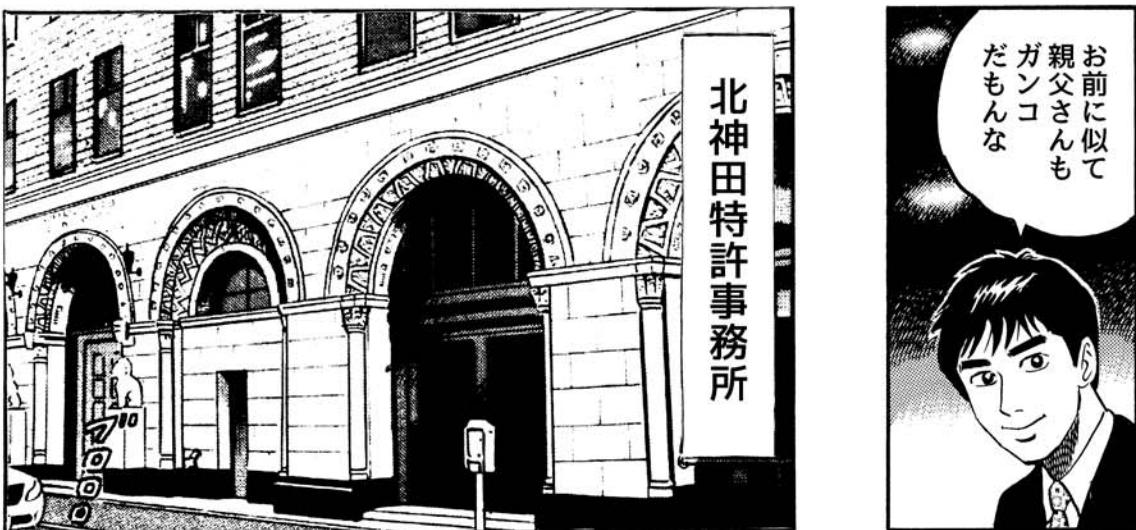












それから
例の特許請求の
範囲(クレーム)の
ところ

人だけでなく
精密機器なんかを
運ぶことも想定して
おいた方が
特許権の効力の
及ぶ範囲が広がるし
ビジネスチャンスも
増えたと思つておいた
追加しておいた

秘密の相談？
だつたら
優子さん
私たちも2人で
しません？

相談したい
ことがあるから
一杯だけ
付き合つて
くれないか

じや
これで
出願して
おく

オーケー！
ありがとう

実は癌が
見つかったんだ

いで相談と
いうのは？

悪いのか？





<<<後編に続く

公開日:2018年12月

作画:ヒロカネプロダクション

原作:高津邦彦

監修:日本弁理士会

発行元:日本弁理士会

※この物語はフィクションです。登場する人物・団体・名称などは、実在のものとは関係ありません。

※当作品に掲載されている文章、キャラクター等の無断転載・無断加工を禁止しております。

※当冊子の販売等営利目的での使用を禁止しております。

問い合わせ先

日本弁理士会 広報室

e-mail:kouhou@jpaa.or.jp

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

電話:03(3519)2361(直) FAX:03(3519)2706